

商店街 de でんき 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・一部内容改定、適用単価の変更

2. 電気料金メニュー約款（商店街 de でんき）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後																																				
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東京電力パワーグリッド株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みません。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、 <u>釐光電器株式会社（以下、「媒介事業者」といいます。）が、当社の媒介事業者として電気の販売を行い、</u> 当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東京電力パワーグリッド株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みません。 <u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本契約の定めを準用いたします。</u>																																				
第4条 第1項	<p>1.おうちプラン B</p> <p>(a) 基本料金</p> <table border="1"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>573 円 32 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>859 円 98 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,146 円 64 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,433 円 30 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,719 円 96 銭</td></tr> </table> <p>(b)電力量料金</p> <table border="1"> <tr><td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29 円 40 銭</td></tr> <tr><td>120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>35 円 80 銭</td></tr> <tr><td>上記超過 1 キロワット時につき</td><td>39 円 77 銭</td></tr> </table> <p>(c)最低月額料金</p> <table border="1"> <tr><td>1 契約につき</td><td>321 円 42 銭</td></tr> </table>	契約電流 20 アンペア	573 円 32 銭	契約電流 30 アンペア	859 円 98 銭	契約電流 40 アンペア	1,146 円 64 銭	契約電流 50 アンペア	1,433 円 30 銭	契約電流 60 アンペア	1,719 円 96 銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 40 銭	120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 80 銭	上記超過 1 キロワット時につき	39 円 77 銭	1 契約につき	321 円 42 銭	<p>1. おうちプラン B</p> <p>(a) 基本料金</p> <table border="1"> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>606 円 34 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>909 円 51 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,212 円 68 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,515 円 85 銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>1,819 円 02 銭</td></tr> </table> <p>(b)電力量料金</p> <table border="1"> <tr><td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29 円 20 銭</td></tr> <tr><td>120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>35 円 60 銭</td></tr> <tr><td>上記超過 1 キロワット時につき</td><td>39 円 57 銭</td></tr> </table> <p>(c)最低月額料金</p> <table border="1"> <tr><td>1 契約につき</td><td>328 円 08 銭</td></tr> </table>	契約電流 20 アンペア	606 円 34 銭	契約電流 30 アンペア	909 円 51 銭	契約電流 40 アンペア	1,212 円 68 銭	契約電流 50 アンペア	1,515 円 85 銭	契約電流 60 アンペア	1,819 円 02 銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 20 銭	120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 60 銭	上記超過 1 キロワット時につき	39 円 57 銭	1 契約につき	328 円 08 銭
契約電流 20 アンペア	573 円 32 銭																																					
契約電流 30 アンペア	859 円 98 銭																																					
契約電流 40 アンペア	1,146 円 64 銭																																					
契約電流 50 アンペア	1,433 円 30 銭																																					
契約電流 60 アンペア	1,719 円 96 銭																																					
120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 40 銭																																					
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 80 銭																																					
上記超過 1 キロワット時につき	39 円 77 銭																																					
1 契約につき	321 円 42 銭																																					
契約電流 20 アンペア	606 円 34 銭																																					
契約電流 30 アンペア	909 円 51 銭																																					
契約電流 40 アンペア	1,212 円 68 銭																																					
契約電流 50 アンペア	1,515 円 85 銭																																					
契約電流 60 アンペア	1,819 円 02 銭																																					
120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 20 銭																																					
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 60 銭																																					
上記超過 1 キロワット時につき	39 円 57 銭																																					
1 契約につき	328 円 08 銭																																					
第4条 第2項	<p>2.店舗プラン B</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供</p>	<p>2. 店舗プラン B</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引い</p>																																				

給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

契約電流 20 アンペア	590 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,476 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 44 銭

(b) 電力量料金

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 27 銭
上記超過 1 キロワット時につき	37 円 63 銭

(c) 最低月額料金

1 契約につき	321 円 42 銭
---------	------------

たものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

契約電流 20 アンペア	623 円 50 銭
契約電流 30 アンペア	935 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,247 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,558 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,870 円 50 銭

(b) 電力量料金

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 80 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 07 銭
上記超過 1 キロワット時につき	37 円 43 銭

(c) 最低月額料金

1 契約につき	328 円 08 銭
---------	------------

第 4 条  
第 3 項

3. おうちプラン C

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 66 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 40 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの	35 円 80 銭

3. おうちプラン C

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	303 円 17 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 20 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの	35 円 60 銭

	<table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>39円77銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき		上記超過1キロワット時につき	39円77銭	<table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>39円57銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき		上記超過1キロワット時につき	39円57銭								
1キロワット時につき																		
上記超過1キロワット時につき	39円77銭																	
1キロワット時につき																		
上記超過1キロワット時につき	39円57銭																	
第4条 第4項	<p>4.店舗プランC (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>295円24銭</td> </tr> </table> <p>(b)電力量料金</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>30円00銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>34円48銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>36円10銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	295円24銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	34円48銭	上記超過1キロワット時につき	36円10銭	<p>4.店舗プランC (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>311円75銭</td> </tr> </table> <p>(b)電力量料金</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>29円80銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>34円28銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>35円90銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円75銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	34円28銭	上記超過1キロワット時につき	35円90銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	295円24銭																	
120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭																	
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	34円48銭																	
上記超過1キロワット時につき	36円10銭																	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円75銭																	
120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭																	
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	34円28銭																	
上記超過1キロワット時につき	35円90銭																	
第4条 第5項	<p>5.動力プラン (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>	<p>5.動力プラン (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>																

	(a)基本料金		(a)基本料金		
	契約電力1キロワットにつき		契約電力 1 キロワットにつき		
	1,081 円 54 銭		1,098 円 05 銭		
	(b) 電力量料金		(b) 電力量料金		
	夏季 料金	契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	26 円 63 銭	契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	<u>26 円 28 銭</u>
		上記超過 1 キロワット時につき	41 円 24 銭	上記超過 1 キロワット時につき	<u>40 円 71 銭</u>
	その 他季 料金	契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	25 円 13 銭	契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	<u>24 円 78 銭</u>
		上記超過 1 キロワット時につき	38 円 88 銭	上記超過 1 キロワット時につき	<u>38 円 36 銭</u>